

## 環境立国戦略に盛り込むべき事項

東京大学海洋研究所教授

小池勲夫

### (1) 戦略の基本理念、視点等

- ・人間社会が地球環境を良好に維持しながら持続的に成長し、また発展をするためには、継続的な省エネルギー、省資源のための努力と同時に、持続性を強化するための技術あるいは社会の仕組みに関するイノベーションが必要である。
- ・地球温暖化に関しては京都議定書を主導した国として第1期約束期間の目標を達成することは当然の責務であるが、さらにその実績を踏まえて温暖化に対する国際施策を日本のイニシアチブでその後も進めていく視点が重要である。
- ・今日の環境問題はその殆どが国際的な視点を踏まえて検討すべき課題であるが、その中で日本の立場を明確にする必要がある。日本として重要なのは、我が国のような先進国から発展しつつある多くの国が含まれるアジアの一員としての意識である。これらの国々と連帯して環境問題に対処する姿勢が必要である。

### (2) 具体的な施策

- ・あらゆる領域での施策の議論に環境との両立、自然との共生と言った視点を入れて、社会の持続性をより強化する努力が必要である。
- ・温暖化に関しては緩和策と適応策のバランスのとれた推進が必要である。地球温暖化に対する緩和策と適応策の内、我が国では緩和策に対する取り組みが先行しているが、社会システムの改変を含む適応策を進めて行くには時間がかかるので早急に取り組む必要がある。また、多くの国も技術的な支援を伴った適応策を必要としているので、国際貢献の面からも緩和策と適応策のバランスの取れた推進が望まれる。
- ・日本のこれまでの環境に対する取り組み・新しい環境技術の途上国への移転を積極的に行う。我が国は、かつて公害先進国と呼ばれ、環境問題を公害と言っていた60年代、70年代から蓄積された環境に対する人為影響を除去し、あるいは軽減する技術や施策を含めた多くの蓄積を持っている。これらの蓄積を現在あるいはこれから経験するアジアなどの途上国に移転することは、これらの国々への国際貢献にもなり、また日本の国益にも貢献する。

- ・地球システムに対する理解の深化による地球変動予測の不確実性の削減するための施策。温暖化を含む地球変動の予測には依然として大きな不確実性が存在し、その原因は気候に対して複雑に応答する生態系を含めた地球システムの理解の乏しさに起因する。その不確実性を削減するためには、地球システムの理解を深化させるための国際的なネットワークでの地球観測とそれに基づいたモデル予測が必要である。
- ・生涯に継続する環境教育・自然教育の強化と地域社会との連携を進める。今日の都市における人工的な空間は、我々人間が自然から離れても発展していけるような幻想を与えている。しかし、地球システムを考えた時、有限である自然の環境が如何に人類の生存に大切であるかを学校、地域社会を通じて発信することによって人間の意識、考え方を変えていくことが必要である。このための施策を省庁連携で立ち上げる。

## 1. 戦略の基本理念・視点等

環境立国を押し進めていくためには、その基礎となる人づくりが重要である。

里地・里山・里海と森、川、海で大気と水が循環しているという日本の生態系のすばらしさやそれらとのつながりを実感させることにより、それらを守り、後世に伝えていこうとする人づくりが必要である。このためには、農業や自然とのふれあいなどを重視した教育の仕組みづくりを戦略に盛り込むべきではないか。

日本の生態系のすばらしさを実感し、地域コミュニティの中で老人から子どもまですべての人が環境について学びあう社会を目指すことが重要である。このためには、特に地産・地消など地球温暖化など環境対策にもなり、地域のためにも役立つ取組を国として推進していくべきである。

また、環境立国を目指して、国民一人一人が何をすべきかについて、自発的に考え、取り組むための支援が必要である。中学校以上になると、環境教育への取組の度合いが低くなるため、何をすべきかとまどっている中学生や高校生がいる。中学生や高校生、さらには大学生が質の高い環境行動をとり、環境立国を形作れるように支援する仕組みを学校及び地域においてやっていくことが重要である。

さらに、環境立国のあり方としては、現在の東京一極集中ではなく、バランスのよい地域の発展が必要である。現在の都市再生は利便性の観点から一極集中を加速させる方向に進んでいるが、この都市再生のあり方に環境の視点を盛り込むべきである。

これらの取組を国際的に発信することも重要であり、東アジア・南アジアにおいて何が日本モデルとなり得るのかについて各地の状況を踏まえつつ提示していくことが必要。さらには、日本の公害経験において、予防対策を講じた方が事後的な対策よりもはるかにコストが低かったことが明確であり、スターンレビューでも同様の試算が示されているので、地球温暖化対策などについても、早期に対策を講じるべきであるという考え方を途上国に具体的に示すことが必要である。

## 2. 具体的な施策

### (1) 環境教育について

1) 環境教育に必要なものは①視野、対象とする範囲を広げること、②環境教育の質的向上、③学習レベルの底上げである。

日本は、世界に先駆けて環境教育推進法を制定しており、これを世界にアピールするべきである。さらに、環境教育推進法に基づいた取組が充実するよう環境教育推進法の基本方針の内容を具体化させるための施策について省庁連携を図りつつ、全国に展開することが重要である。

2) 学校における環境教育について、学習指導要領には、社会、理科、家庭科を始めとする教科の中に環境教育の内容が位置づけられており、これらをさらに充実していくことが必要。総合的な学習の内容を充実させるとともに、環境に関する横断的な学びが可能である家庭科等も重要。また、大学においても、環境の専門家の育成のみではなく、教養教育として様々な学部専攻の学生が環境教育を受ける機会の確保が重要である。

3) 地域で学校をエコ改修し、その過程で環境について学ぶという仕組みがいくつかモデル的に実施されている。この事業は次の2つの点で環境教育に関し効果が高いと考えられる。第1には、校舎の改修設計や改修校舎の環境学習教材としての活用が、マニュアルによらず、学校を取り巻く状況に応じた創造的な学びの過程として進められるため、生徒、教師、保護者等の参加者への影響力が極めて大きい。第2に学校が地域コミュニティの核の一つであるため、学習効果が地域に広がるという効果を持つ。

こうした、地域の状況に応じたオーダーメイドの施策は手間がかかるが、限られた学校を対象としたモデル事業としてではなく、すべての学校に対し、標準的に実施できるような施策として全国に展開することが望ましい。

また、高齢化社会では、地域の福祉センターや高齢者施設なども今後地域の核になっていくため、学校だけでなくそう

いった施設を中心とした取組展開も考えられるのではないか。

4) 現在、川や湖、海や山、また雑木林や里山などについての人間とのかかわりの記憶が失われつつある。また、公害の経験を経た地域でも、その歴史を知らない人が増えている。このため、各地域で過去に人と環境、自然がどう関わってきたかの歴史について、地域全体で学ぶことも重要であり、それが場所への感性 (sense of place) を育む。中学生、高校生や大学生が率先して地域コミュニティの中で歴史を学び、それを元に将来の地域の青写真を描き、行政などに提言し、実現していくような地域づくりの仕組みを作っていくことが必要ではないか。

また、わが国では、行政主導でも、地域の地縁組織主導でもなく、NPOのような新しい組織が地域の多様な主体をつなげて持続可能な地域づくりを担うという新しいモデルができつつあるので、このような草の根からの取組や草の根レベルの組織の交流をさらに促進していくとともに、国際的に発信していくことも重要である。

5) 地域で環境教育を進めていくためには、環境教育に取り組む企業への支援も効果的であり、このためには、環境教育施設などについて税制面での優遇措置を講じる等具体的な施策を講じるが必要ではないか。また、企業人も家に帰れば家庭人であるため、CSRの一環で行われている社員に対する環境教育の推進やインターネットの活用による取り組みやすい活動の提示などにより、家庭での環境教育の実施にもつながるように取り組んでいくことが必要である。

6) 環境教育について国際的な協力の推進も重要である。アジア各地域で継続的に環境教育が進められるよう、担当者の能力向上やそれぞれの国の伝統・文化に根ざした環境教育の在り方の研究支援、田んぼなどアジアに共通するものを活かした環境教育の場づくり、子どもたち自身による交流の支援体制づくり、アジアの現地工場で環境教育を行っている企業に対する支援など各般にわたった協力を進めていくことが必要ではないか。

## (2) 都市関係施策について

現在の都市では、大量かつ高密度にエネルギーが消費されているが、これは、二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) 排出による地球温暖化問題や、人工熱の排出、地表面の改変等によるヒートアイランド現象に大きな影響を及ぼしている。

しかし、現在の都市計画制度は、都市の利便性を高める発想に偏っており、地球温暖化などの環境問題への配慮が不足している。

このため、都市構造そのものに環境・エネルギー対策を組み込んでいく仕組みづくりが不可欠である。具体的には、法律改正により、地球温暖化対策やヒートアイランド対策等についても配慮をした都市計画づくりを義務づけることが必要ではないか。さらに、個別の施策としては、「都市環境特区」を創設し、都市内にある廃熱の有効活用のために、熱供給事業の許認可を簡素化することや、省エネ建物に関する優遇措置などを設けることが有効ではないか。

また、容積率の緩和のみでは、高層建築が増加するだけであり、中心地への集積のみが促進され、都市全体としては環境負荷が増大することにもなることから、都市計画を環境負荷低減も含めた観点からも考えていくことが必要。

さらに、住宅やオフィスビルなど特に東北地方以南では個別の建物についての対策が進んでおらず、例えば断熱改修した場合の住宅優遇税制を設けるなど、税制的な観点から建物の環境負荷低減を促進する施策が必要。

こういった環境配慮型都市づくりの施策は、アジア地域で深刻化する都市問題解決のモデルにもなると考えられる。

## (3) 途上国への技術移転について

途上国に対して日本からの発信については、公害経験を踏まえた考え方を示すとともに、具体的な技術移転を促進することが必要である。これまで技術移転の必要性が指摘されてきたが、実際の効果を上げるためには、知的所有権が侵害されないように保護する必要がある。さらに、技術移転に伴う多額の資金をどうするかなど具体的に推進する仕組みづくりを先進国として真剣に提案すべきである。

特に、アジア各国は国内の深刻な環境問題を抱え真剣に取り組み始めているため、SO<sub>x</sub>対策等の公害対策の充実強化に連携して省エネルギー対策を導入するなど、途上国にも利益のある援助手法 (コベネフィット対策) の活用が必要である。